

# 学則

MANABI 外語学院 東京校

添付 (29)

## 第1条 (教育理念と目的)

### 1. 教育理念

『有志竟成』 学生一人一人が描く将来の夢の実現に向け、私たちは学生の可能性を最大限に開花させ、成し遂げる喜びが将来の糧となる教育を目指す。

### 2. 目的

学習者が日本の高等教育機関への進学や日本での就職を目指せるよう、日本語コミュニケーション能力の習得を核とした教育を行う。単に言語を教えるだけでなく、異文化理解を深め、多文化共生社会で活躍できる人財の育成を目的とする。

## 第2条 (名称)

本学院は、MANABI 外語学院 東京校と称する。

## 第3条 (位置)

本学院は、東京都墨田区両国 2-10-5 TOC 両国ビル内に置く。

## 第4条 (学年及び学期の終始期)

1. 本学院の学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2. 学期は次の通りとする。

4月期： 4月1日から 6月30日まで

7月期： 7月1日から 9月30日まで

10月期： 10月1日から 12月31日まで

1月期： 1月1日から 3月31日まで

## 第5条 (休校日)

1. 本学院の休校日は次の通りとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)で規定する休日

(3) 夏季休校日 8月13日より8月16日まで

(4) 年末年始休校日 12月28日から1月4日まで

(5) 創立記念日(6月18日)

(6) 学期末休校日(各学期末の終始期における休校日)

(7) その他、校長が必要と判断して定める日

2. 夏季休校日、年末年始休校日および学期末休校日を学生長期休暇として定める。

3. 校長が必要と認める場合には、休校日に授業を設定することができる。

## 第6条 (課程名、修業年限、単位時間数、定員及び入学時期)

本学院の課程名、修業年限、単位時間数、定員及び入学時期は次の通りとする。

進学1年3か月課程については定員枠に空きがある場合に受け入れることとする。

| 課程名       | 修業年限  | 単位時間数      | 定員   | 入学時期 |
|-----------|-------|------------|------|------|
| 進学2年課程    | 2年    | 1,520 単位時間 | 360名 | 4月   |
| 進学1年9か月課程 | 1年9か月 | 1,330 単位時間 | 240名 | 7月   |
| 進学1年6か月課程 | 1年6か月 | 1,140 単位時間 | 100名 | 10月  |
| 進学1年3か月課程 | 1年3か月 | 950 単位時間   | 20名  | 1月   |

第7条 (授業時間、始業及び終業の時刻)

1. 授業時間は1日4時間、週20時間とする。
2. 一単位時間は50分とする。
3. 始業および終業の時刻は次の表の通りとする。

| 部別   | 始業時刻   | 終業時刻   |
|------|--------|--------|
| 午前の部 | 9時00分  | 12時40分 |
| 午後の部 | 13時20分 | 17時00分 |

第8条 (教育課程、学習評価及び進級)

教育課程は、別表の通りとする。

第9条 (学習の評価及び進級)

1. 学習の評価は、別表の通りとする。
2. 進級は試験の成績および学習の評価により、学期毎に判断する。

第10条 (課程修了の認定)

1. 次の条件を満たした者について、所定の課程の修了を認定し、卒業証書を授与する。
  - (1) 教育課程で定められた期間を満了すること。
  - (2) 在学期間中の通算出席率が80%以上であること。
  - (3) 教育課程の最終学期に参照枠B2相当の修了テストを受験し、60%以上の点数を取得すること。  
不合格の場合、1回まで追試験を受験することができる。
2. 前項の条件を満たさなかった者について、在学期間証書を授与する。

第11条 (教職員)

1. 本学院に、次の教職員を置く。
  - (1) 校長
  - (2) 主任教員
  - (3) 本務等教員 18名以上
  - (4) 教員 36名以上 (本務等教員を含む)
  - (5) 事務統括責任者
  - (6) 生活指導担当者
  - (7) 事務職員

第12条 (校長)

校長は、本学院の校務をつかさどり、所属する教員及び職員を監督する。

第13条 (主任教員)

1. 教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、主任教員を置く。
2. 教務主任は校長を助け、命を受けて本学院の校務をつかさどるとともに、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときは臨時にその職務を行う。

添付 (29)

#### 第 14 条 (全体会議及び教務会議)

1. 学院全体の運営および教職員の職務執行に資するため、全体会議を置く。会議は校長が主宰する。
2. 教育課程の円滑な運営のため、教務会議を置く。会議は主任教員が主宰する。

#### 第 15 条 (入学資格)

本学院の入学資格は、次の条件を満たしていることとする。

- (1) 12 年以上の学校教育、又はそれに準ずる課程を修了している者。
- (2) 正当な手続によって日本への入国を許可された者、又は許可される見込みのある者。
- (3) 入学後の生活に必要な資金を用意している者、又は入国後の経費支弁者を有する者。
- (4) 心身共に健康で、勉学に専念できる者。
- (5) 当学院の「出願時同意事項」を理解し、同意した者。

#### 第 16 条

(入学申請)

本学院に入学を希望する者は、入学願書及び必要な書類を提出し、検定料を支払わなければならない。

#### 第 17 条 (休学)

1. 病気又はやむを得ない事由により、引き続き 1 月以上受講することが困難となったときは、その事由を説明する書面を添え、校長に休学を願い出ることができる。
2. 休学した者が復学しようとする場合には、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

#### 第 18 条 (転学)

生徒が都合により転学を希望する場合は、必要な書類を提出し、校長へ転学を願い出ることができる。

#### 第 19 条 (退学)

1. 教育課程の途中で退学しようとする者は、その事由を記して届け出なければならない。
2. 中途退学後に帰国をする者は、退学の日より 2 週間以内に日本国から出国しなければならない。

#### 第 20 条 (出欠席、遅刻、早退)

1. 授業における出席、欠席、遅刻、早退の別を次の通りとする。(表中の授業とは 1 単位時間とする)

| 区分 | 事由                            |
|----|-------------------------------|
| 出席 | 授業の始業時刻から終業時刻まで授業に参加した場合      |
| 欠席 | 授業中 10 分以上の不在があった場合           |
|    | その他、学習の姿勢・態度について授業参加と認められない場合 |
| 遅刻 | 授業の始業時刻から 10 分以内に入室した場合       |
| 早退 | 授業の終業時刻の 10 分前から終業時刻の間に退出した場合 |

2. 遅刻及び早退が 3 回累積された場合に欠席 1 回として扱う。
3. 前項の遅刻及び早退の累積回数の計算は月単位で行い、翌月に繰り越さないものとする。

添付 (29)

### 第 21 条 (公欠)

学生が次の表に掲げる事由により授業を欠席する際に、所定の手続きを行った場合、校長の判断により公欠とし、欠席扱いとしないことができる。

| 事由   | 期間の目安  |
|--|--|
| (学校感染症)<br>学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する感染症に罹患し、医師の指示で出席停止の措置となった場合 | 学校保健安全法施行規則第 19 条に規定する出席停止の期間の基準の通り                        |
| (忌引き)<br>配偶者及び 2 親等以内の親族が死亡した場合                              | 1 配偶者及び 1 親等は連続する 7 日以内 (休日含む)<br>2 2 親等は連続する 3 日以内 (休日含む) |
| (自然災害)<br>被災等により通学が困難と認めた場合                                  | 校長が必要と認めた期間  |
| (その他)<br>校長が特別な事由であると認めた場合                                   | 校長が必要と認めた期間  |

### 第 22 条 (学生納付金)

本学院の学生納付金は、次のとおりとする。

(1) 検定料 (税込) 22,000 円

(2) 入学金・授業料・施設費・教材費 (税込) および保険料

|     | 1 年目費用    | 2 年目費用    |            |            |            |
|-----|-----------|-----------|------------|------------|------------|
|     | 課程共通      | 2 年課程     | 1 年 9 か月課程 | 1 年 6 か月課程 | 1 年 3 か月課程 |
| 入学金 | 70,000 円  | -         | -          | -          | -          |
| 授業料 | 760,000 円 | 760,000 円 | 570,000 円  | 380,000 円  | 190,000 円  |
| 施設費 | 50,000 円  | 50,000 円  | 37,500 円   | 25,000 円   | 12,500 円   |
| 教材費 | 52,000 円  | 52,000 円  | 39,000 円   | 26,000 円   | 13,000 円   |
| 保険料 | 10,000 円  | 10,000 円  | 7,900 円    | 5,800 円    | 3,300 円    |
| 合計  | 942,000 円 | 872,000 円 | 654,400 円  | 436,800 円  | 218,800 円  |

### 第 23 条 (納入)

1. 学生が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料および施設費を所定の期日までに納入しなければならない。
2. 特別の事由がある場合、第 1 項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料および施設費の全部又は一部を減免することがある。

### 第 24 条 (除籍)

学生納入金の納入を怠り、督促を受けてなお納入しない者については、校長は入学の許可を取り消し、又は除籍することができる。

添付 (29)

## 第 25 条 (納付金の返還)

納付金の返還について、次の通りとする。

- (1) 在留資格認定証明書は交付されたが査証の申請を行わず来日しなかった場合  
返金条件：入学許可書、在留資格認定証明書を返却。  
返金内容：入学金及び検定料を除く納付金を返金する。
- (2) 在外公館で入国査証の申請をしたが認められず来日できなかった場合  
返金条件：入学許可書、在留資格認定証明書を返却。および、在外公館において査証が発給されなかったことの証明を提出。  
返金内容：入学金及び検定料を除く納付金を返金する。
- (3) ビザを取得したが、来日以前に入学を辞退した場合  
返金条件：入学許可書、在留資格認定証明書を返却。取得したビザが未使用であることを学校側が確認できること。  
返金内容：入学金及び検定料を除く納付金を返金する。
- (4) 入学後 6 ヶ月以内に退学した場合
  - 6 ヶ月分の授業料、施設費、教材費の返金はない。
  - また、在籍期間を問わず、入学後の留学生保険料の返金はない。
- (5) 入学後 6 か月以降に退学した場合  
返金条件：以下の条件を全て満たしていること。
  - ① 学期開始前日までに退学届が学校に提出されていること。
  - ② 留学ビザで再入国ができない状態で帰国していること、または留学ビザ以外のビザに変更したことが学校側に確認できること。
  - ③ 校長が認めること。返金内容：1 月、4 月、7 月、10 月を始期とした 3 か月を学期とし、授業を受けない学期分の授業料、施設費および教材費を返金する。
- (6) 返金にかかる費用の負担  
一旦学校に支払った料金の返金にかかる銀行の振込手数料などの経費については、申請者側が負担するものとする。

## 第 26 条 (褒賞)

成績優秀にして他の模範となる者については、校長は褒賞を与えることができる

## 第 27 条 (懲戒処分)

1. 生徒が、この学則その他本学院の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったとき、校長は、当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。
2. 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び除籍の 3 種とする。
3. 前項の除籍は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な理由なく出席が常でない者
  - (4) 学院の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

添付 (29)

第 28 条 (学生寮)

学生寮に関する事項は、別に定める。

第 29 条 (健康診断)

健康診断は学生 1 人につき、年 1 回実施する。

第 30 条 (学則の見直し)

本学則は、社会情勢や教育環境の変化を踏まえ、定期的に見直し、必要に応じて改訂する。

附則

この学則は令和 9 年 4 月 1 日より施行する。

# 教育課程のご案内



**MANABI 外語学院**  
MANABI Japanese Language Institute

## 教育理念

### 『有志竟成』

学生一人一人が描く将来の夢の実現に向け、私たちは学生の可能性を最大限に開花させ、成し遂げる喜びが将来の糧となる教育を目指す。

## 目的

学習者が日本の高等教育機関への進学や日本での就職を目指せるよう、日本語コミュニケーション能力の習得を核とした教育を行う。単に言語を教えるだけでなく、異文化理解を深め、多文化共生社会で活躍できる人財の育成を目的とする。

## 目標

1. 進路先（進学・就職）、実社会で通用する日本語の運用能力を育成する。
2. 日本社会や文化を学ぶと共に、様々な国・地域の学生との交流や意見交換を通じて、異文化理解を深める。
3. 自律して学ぶ方法と習慣を身につけ、継続的に自らを高める力を育成する。

## 特長

「使える」日本語が身につく  
コミュニケーション重視の実践教育

目的に合わせて選べる  
多様なプログラム

能力の伸びを実感できる  
評価システム

手厚い個別指導と  
安心の進路サポート

努力に応える  
充実した奨学金制度

学生・家族・学校の  
三者連携による情報共有で  
安心の留学生活

# 教育課程

進学2年課程、進学1年9か月課程、進学1年6か月課程、進学1年3か月課程

- 日本の**大学院・大学・専門学校**へ進学したい方
- 日本で**就職**したい方

入学時期：4月、7月、10月、1月

長野校定員：240名

東京校定員：720名

## 進学も就職も、目的に合わせて選べる多様なプログラム

日本語の総合力を伸ばす『共通日本語科目』に加え、『進路別選択科目』を目標の進路に応じて選択できる教育課程です。

学生ひとり一人が目指す具体的な目標に向けて、適した学習を選ぶことでより高い学習効果を狙います。

初級では全員同じ授業を受けます。中級以上では『共通日本語科目』は日本語レベルごとのクラスで受講し、『進路別選択科目』を希望進路に応じて分かれて受講します。

### 大学院進学プログラム

日本の大学院への進学を目指します。日本語運用力、論理的表現力をより向上させながら、研究計画立案や面接の準備等も行っていきます。

### 大学進学プログラム

日本の大学への進学を目指します。日本語運用力を伸ばし、大学に進学できるよう実力を高めます。EJU日本語受験準備が含まれます。また、任意で自由選択科目『EJU基礎学力科目』も受講できます。

### 専門学校進学プログラム

日本の専門学校への進学を目指します。日本語運用力を伸ばし、専門学校に進学できるよう実力を高めます。

### 美術大学特別進学コース

#### 東京校のみ実施

任意参加のコースです。日本の美術大学・大学院への進学を目指します。進学プログラムに加え自由選択科目の『美術の日本語』『美大入試実技』を受講します

### 就職プログラム

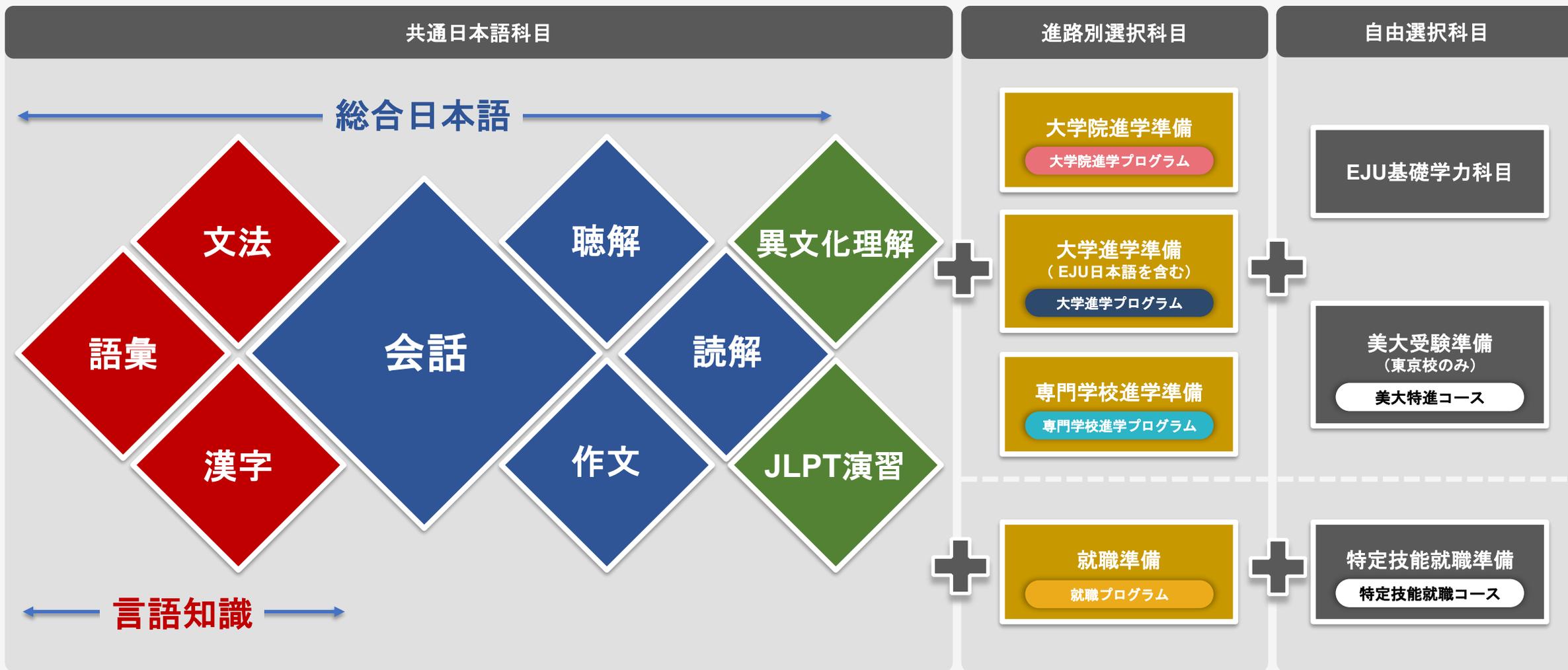
日本企業への就職を目指します。日本語運用力を伸ばすと共に、就職活動、および仕事を始めてからも役立つことを学びます。

### 特定技能就職コース

任意参加のコースです。在留資格『特定技能』での就職を目指します。自由選択科目の『特定技能就職準備』を受講します。

# 授業科目

- 初級では全員同じ授業を受けます。
- 中級以上では『共通日本語科目』を日本語レベルごとのクラスで受講し、希望進路に応じて『進路別選択科目』を受講します。
- 『自由選択科目』の受講は任意です。



# 学習期間・レベル

| 総授業時間<br>(単位時間) |      | 4月 - 6月 | 7月 - 9月 | 10月 - 12月 | 1月 - 3月 | 4月 - 6月 | 7月 - 9月 | 10月 - 12月 | 1月 - 3月 |
|-----------------|------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|-----------|---------|
| 2年課程            | 1520 | A1      | A2      | B1        | B1      | B2      | B2      | B2        | C1      |
| 1年9か月課程         | 1330 |         | A2      | B1        | B1      | B2      | B2      | B2        | C1      |
| 1年6か月課程         | 1140 |         |         | B1        | B1      | B2      | B2      | B2        | C1      |
| 1年3か月課程         | 950  |         |         |           | B1      | B2      | B2      | B2        | C1      |

# 授業時間割の例

| 長野校   | 東京校   | 月     | 火     | 水     | 木           | 金      |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|--------|
| 8:40  | 9:00  | 漢字語彙  | 漢字語彙  | 漢字語彙  | 文法          | 文法     |
|       |       | 聴解    | 読解    | 作文    | 会話          | 会話     |
| 10:20 | 10:40 |       |       |       |             |        |
| 10:40 | 11:00 | 総合日本語 | 総合日本語 | 総合日本語 | 進路別<br>選択科目 | JLPT演習 |
|       |       |       |       | 異文化理解 |             |        |
| 12:20 | 12:40 |       |       |       |             |        |

# 主な教科書



## 教育課程の到達目標

| 言語活動      | 参照枠 | 到達目標 (Can do)                                 |
|-----------|-----|---|
| 聞く        | B2  | 自身の専門分野に関して、内容的にも言語的にも複雑な内容の要点が理解できる          |
| 読む        | B2  | 社会問題に関する記事や文章から情報や意見を読み取ることができる               |
| 話す (やりとり) | B2  | 幅広い話題について流暢に正確に効果的に言葉が使える                     |
| 話す (発表)   | B2  | 自分の関心のある分野に関連した幅広い話題について、明確かつ詳細にプレゼンテーションができる |
| 書く        | B2  | 自分の関心のある分野に関連した幅広い話題について、明確かつ詳細な文を書くことができる    |

## 教育課程のレベル設定の概要

| 参照枠 | レベル    | 到達目標 (Can do)   | 合計授業時間数 |
|-----|--------|---|---------|
| A1  | 初級 I   | 具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。                      | 190     |
| A2  | 初級 II  | ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単に日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。                      | 190     |
| B1  | 中級 I   | 仕事、学校、娯楽でふだん出会うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点のある程度理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のある簡単なテキストを作ることができる。          | 190     |
| B1  | 中級 II  | 仕事、学校、娯楽でふだん出会うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。                 | 190     |
| B2  | 中上級 I  | 進学や就職を希望する専門分野の議論も含めて、身近な分野であれば簡単なテキストの主要な内容を理解できる。ゆっくりであれば日本語話者とやり取りができる。  | 190     |
| B2  | 中上級 II | 進学や就職を希望する専門分野の議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも簡単なテキストの主要な内容を理解できる。ある程度流暢かつ自然に日本語話者とやり取りができる。                                      | 190     |
| B2  | 上級 I   | 進学や就職を希望する専門分野の議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。                     | 190     |
| C1  | 上級 II  | いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。 | 190     |

## 課程修了の認定

次の条件を満たした者について、所定の課程の修了を認定し、『卒業証書』を授与します。

- (1) 教育課程で定められた期間を満了すること。
- (2) 在学期間中の通算出席率が80%以上であること。
- (3) 教育課程の最終学期に参照枠B2相当の修了テストを受験し、60%以上の点数を取得すること。

不合格の場合、1回まで追試験を受験することができます。

前項の条件を満たさなかった者について、『在学期間証書』を授与します。

# 学習評価

## 総合日本語

1学期に2回、到達度テストを受けます。

## 言語知識

漢字

語彙

文法

漢字、語彙、文法それぞれについて1学期に1回、到達度テストを受けます。

テストの平均点が60%以上で合格となり、次のレベルへ進級できます

## 聴解

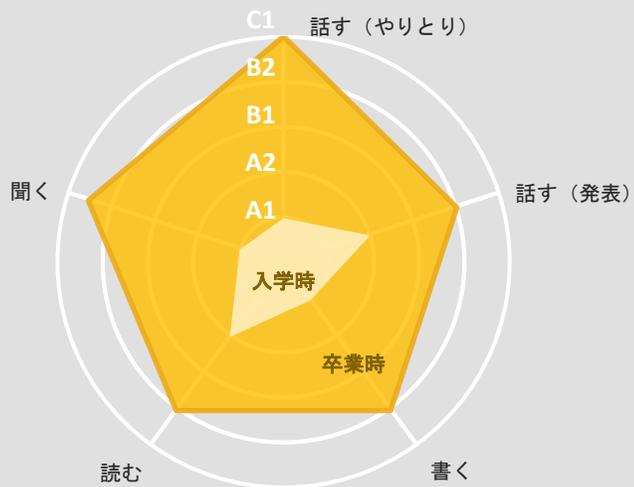
## 読解

1学期に1回、熟達度テストを受けます。  
A, B, C, D, Fの5段階で評価されます。

## 会話

## 作文

1学期に1回、熟達度を測るパフォーマンステストを受けます。  
A, B, C, D, Fの5段階で評価されます。



日本語運用能力とレベルアップのイメージ  
(日本語教育の参照枠のレベルで示しています)

## 異文化理解

授業活動開始時に定めた目標について自己評価およびクラスメートや先生と相互評価を行います。

## JLPT演習

1学期に1回、模擬テストを受けます。

## 進路別選択科目

予め定めた進路準備計画や目標について自己評価を行います。

# 学習計画とポートフォリオ

MANABIは、学生が『自律して学ぶ方法と習慣』を身につけ、継続的に自らを高める力を育成します



目指す未来となりたい自分を描きます

「2年後に大学に進学したい」なら、日本語のレベルはどのくらい必要か、1年後は、半年後のレベルは？  
そのために、いつ何をしなければならないかを計画します。



4月 - 6月

7月 - 9月

10月 - 12月

1月 - 3月

4月 - 6月

7月 - 9月

10月 - 12月

1月 - 3月

入学

卒業

合格



**計画：** 前学期の結果を基に、学期の目標と学習計画を立てます。  
例えば、「来学期はEJUがあるから苦手な読解の点数を20点UP!」など具体的に決めましょう。

**勉強：** 学校の授業はもちろん、自宅で何をどうやって勉強するかを考え、計画に沿って学びます。

**チェック：** テストを受け、学習成果を客観的に確認します。計画通りに進んでいるでしょうか。

**カウンセリング：** カウンセリングで先生のアドバイスを受けながら、計画や勉強方法を見直しましょう。

## ポートフォリオで自分の学びを可視化

学習の課程や成果を記録し、まとめたものです。  
単なる成績や結果だけでなく、学習計画・作文等の作成物、活動記録、自己評価等を通して自分の学びの『足跡』を可視化します。



## MANABI 外語学院東京校 シェアハウス両国寮則

### ■入寮時の保証金について

1. 入寮する学生は保証金として 40,000 円を学校へ預ける。
2. 保証金の返還は退寮手続き後、荷物の搬出などが確認できた時点で退去費用(20,000 円) と、電気代の精算がある場合その金額を差し引き返還する。
3. 電気代の確定前に退学又は帰国をする場合、保証金返金分から、前月までの電気代超過の最高金額を差し引いて返還する。
4. 無断で退寮した場合、退寮時に事務局員の立ち会い検査を受けなかった場合は保証金を返金しない。

### ■家賃・電気代の支払いに関して

1. 家賃と電気代などは契約最終月（3月,6月,9月,12月）の支払い期日までに必ず納入すること。
2. 支払い期限を過ぎた場合、年利 14.6%の延滞遅延金が発生する。
3. 電気代は使用額を入居者数で均等割りにした額より基本使用料（5,000 円／月）を差し引いた額を請求する。

### ■契約更新に関して

1. 契約期間満了日より 2ヶ月前までに学校の事務局へ契約を更新するか退寮するかを申し出ること。
2. 契約期間満了日より 2ヶ月前までに更新、退寮の申し出が無い場合は、契約が自動的に更新されるものとする。
3. 1回の更新期間は3ヶ月とし、契約期間の途中で退寮する場合、契約期間満了までの電気代を除く全ての家賃の返金はない。
4. 更新の申し出後、又は契約が自動的に更新されてからキャンセルする場合、更新された契約期間満了までの電気代を除く全ての家賃を支払うこと。
5. 卒業・退学する学生は原則として契約更新をすることはできない。
6. 寮内での部屋の変更は、必ず事務局に変更を申し出て、許可を得ること。

### ■退寮に関して

1. 契約期間満了日は、契約最終月（3月,6月,9月,12月）の末日とする。
2. 寮は最低 6ヶ月間利用し途中退寮は出来ない。（短期生及びインターンプログラムの学生は除く）
3. 退寮時は事務局員の立ち会い検査を受けること。
4. 部屋の鍵は事務局へ必ず返却すること。
5. 利用していた部屋に粗大ゴミ（布団、テーブル、テレビなどの家電品）を放置した場合は1個（1台）につき 10,000 円徴収する。
6. 無断で退寮した場合、契約期間満了までの全ての費用の返金はない。

### ■寮での生活について

1. 寮での生活については学校職員の指示に従うこと。
2. 学校職員は管理上必要な場合において、学生の承諾なしに部屋に立ち入ることが出来る。
3. 異性の入寮は緊急の場合を除いて禁止とする。ただし学校職員を除く。
4. 寮生以外の宿泊を禁止する。また、夜8時から朝8時までの入室を禁止する。
5. 夜8時以降、朝8時までは静かにし、ルームメイト及び他の部屋の人に迷惑をかけないようにする。
6. 寮内でトラブルがあった場合は、直ちに学校に連絡すること。
7. 近隣またはマンション内の住人とのトラブルがあった場合は、直ちに管理会社に連絡すること。

8. 共有場所に私物を放置、設置しないこと。放置、設置物は清掃スタッフあるいは職員が廃棄する。
9. 寮内では喫煙を禁止する。
10. 飲酒については節度を守り他の寮生や近隣住民に迷惑をかけること。
11. 自転車は使用する場合は申し出ること。
12. 寮内でのペット等の飼育を禁止する。
13. 寮内には靴を脱いで入ること。
14. 冷蔵庫内のものに記名すること。
15. 食堂の個人用棚に生ものを置かないこと。

#### ■設備、備品の使用について

1. 寮に備え付けてある備品は大切に使用し、退寮時には必ず返すこと。
2. 寮および寮の設備や備品に損害（破損）を与えた場合は、直ちに情報を事務局に届けその指示に従い所定の代金を弁償すること。（特にトイレ詰まり）
3. 洗濯機は共同使用なので使用後はすぐに衣類を出し次の人が利用できる状態にすること。長く放置した場合処分の対象となるので注意すること。
4. 部屋の鍵は大切に保管すること。※紛失した場合は事務局に知らせ、鍵の交換費用を実費で支払うこと。（20,000円程度）
5. インターネットを利用する場合は、大容量のデータ通信を伴うファイル交換ソフトなどは使用しないこと。

#### ■ゴミ分別処理と清掃に関して

1. ゴミは別紙記載の通りに分別すること。
2. ゴミ捨てについては決められた日時に決められた場所へ捨てること。
3. トイレの汚物は汚物入れに捨てること。異物は流さないこと。（トイレトーパー以外の紙もだめ）
4. 自分で汚した所は自分できれいにすること。シャワー室の排水溝の髪の毛は使用後に自分で捨てること。
5. 粗大ごみは、区の指定された方法で事前に予約をし、定められた費用を払って責任を持って処分すること。
6. キッチン、トイレ、シャワー等の共用部分の使用後は、必ず掃除をしてきれいに保つこと。
7. トイレ・シャワー室の清掃は決められた日に当番を守ること。
8. 清掃用具は使用可だが、使用後はすぐに元にもどすこと。

#### ■罰則

1. 本寮則に著しく違反（事務局の指導・指示に従わない場合も含む）した学生には文書にて警告をする。
2. 違反の種類に関わらず、警告3回を持って強制的に退寮を命ずる。
3. 暴力行為など他の学生へ著しく危害が及ぶ場合、即時退寮をさせることもある。
4. 強制退寮の場合、退寮勧告を受けてから2週間以内に退寮すること。また、その場合、支払い済みの寮にかかわる全ての費用の返金はしない。

#### 誓約書

私は、寮則の内容をしっかりと理解し各事項を遵守します。万一寮則を違反した場合、強制退去処分を含む、あらゆる処分を受けても異議を提起しないことを誓約いたします。

署名： \_\_\_\_\_

日付： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日